

地方税共同機構 第5回運営審議会 会議録

1 開会の日時及び場所

(1) 日時

令和3年2月24日（水）10時20分～11時00分

(2) 場所

WEB開催

2 出席委員の氏名

会 長	稲 継 裕 昭
会長代理	石 井 夏 生 利
委 員	中 里 透
〃	塙 伸 一
〃	豊 田 善 之
〃	細 山 英 明

3 議事の概要

別紙のとおり

以上

地方税共同機構

運営審議会会長 稲 継 裕 昭

(別紙) 議事の概要

1 開会

理事長 今年度2回目の運営審議会である。昨年6月の第4回運営審議会は書面開催としたが、今回はWEB会議形式とする。

昨年は、新型コロナウイルスの影響を大きく受けた。今年に入ってから、首都圏等の大都市周辺を中心に緊急事態宣言が出されるなど、社会的な影響は続いており、地方税の分野においても、電子的手続が増えている状況となっている。

例年、1月は地方税電子的手続の業務のピークであり、給与支払報告書、償却資産の申告等がまとまって出てくる繁忙期であるが、大きな障害、事故・混乱等もなく無事処理を終えることができた。

給与支払報告書等については、電子的提出基準の引下げにより、提出件数の増加が見込まれたが、昨年度比2割弱の増で予想していたほどではなかった。

令和3年2月1日が期限であった新型コロナウイルス対策による期限延長の特例、徴収猶予の特例等についても、eLTAXを経由して一定程度の申請がされており、総務省からも当分の間、猶予の取扱いについては柔軟な対応をすることとされているため、機構においても申請のためのホームページを当面の間、維持することとしている。

2月16日からは、所得税等の確定申告の時期となっているが、今年は、新型コロナウイルス感染防止のため、税務署等の確定申告会場も入場整理券が必要となっているほか、申告期限も個人事業者の消費税あるいは贈与税とともに4月15日まで延長されている。

地方税についても、国税に合わせて、個人住民税の申告期限等が4月15日まで延長することとされ、総務省からの通知等に基づき、各地方団体で対応している。

さて、本日は、3月11日に開催予定の代表者会議に付議する、令和3年度の事業計画案及び予算案をご審議いただく。また、報告事項が3件ある。

機構も発足以来3年目に入る。

昨今の政府を中心とした行政手続のデジタル化、地方団体の基幹税務システムの標準化の動きにも適切に対応し、地方団体の地方税関係業務の電子化・合理化を支援するため、機構も一定の役割を果たす必要がある。

このため、事業計画案の項目を整理し、地方税手続の電子化の取組

の項を新たに設けることとした。

2月19日には、地方団体の代表者で構成する実務者会議がWEBで開催され、本日の案件についても意見をいただいた。事業計画案、予算案については特段の意見はなく、電子化のスケジュールや機構と地方団体の協力関係、基幹税務システムの標準化の進め方などについて質問や要望等があったところである。

今後も納税者等の利便性の向上を実現するためにも、地方税手続の電子化をさらに進めるよう機構としても取り組んでいきたい。

本日は審議をよろしく願います。

2 議事

会 長 議案第1号「令和3年度事業計画（案）」及び議案第2号「令和3年度予算（案）」について、関連した内容となるため、あわせて事務局から説明をいただきたい。

事務局 （議案第1号及び議案第2号の内容を説明）

会 長 議案第1号及び議案第2号の説明について、運営審議会として異議なしとしてよいか伺いたい。あわせて、質問やとりまとめるべき意見等はないか。

委 員 1つ要望をしたい。現在、コロナ禍ということもあり、国及び地方団体、民間事業者等において、デジタル化、電子化の流れが急速に加速している。

是非、現行のスケジュール感にとらわれず、可能なものについては前倒しで実施する等、スピード感を持って今後とも対応をお願いしたい。

会 長 他の委員も同意見かと思うので、どうぞよろしく願います。
他に質問や意見等はないか。

（異議なし）

会 長 特に運営審議会としてとりまとめるべき意見はないようなので、本議案に対しては異議がなかった旨を理事長から代表者会議に報告することとする。委員からの要望については、理事長から代表者会議においてご紹介いただきたい。

3 報告

会 長 報告第1号「検討課題に係る取組状況」、報告第2号「予算の執行に関する報告」及び報告第3号「税制改正・電子化推進対応資金積立金（仮称）の設置」について、事務局から説明をいただきたい。

事務局 （報告第1号、報告第2号及び報告第3号の内容を説明）

会 長 報告第1号、報告第2号及び報告第3号について、質問や運営審議

会としてとりまとめるべき意見等はあるか。

委員 地方税共通納税システムの共同収納手数料の負担金について、以前聞いていたかと思うが、念のため確認したい。

利用実績に応じて地方団体に按分して負担してもらうものだが、令和2年度分については、令和元年10月から令和2年の3月までの半年分となっている。これは稼働が令和元年10月だったからか。令和3年度以降は1年間の実績という形になるのか。

事務局 ご指摘のとおり、令和元年度については、地方税共通納税システムの稼働が令和元年10月からであったことから半年分としていたが、令和3年度以降については、前年度1年分をご負担いただくこととなる。

委員 地方税共通納税システムの対象税目を全税目に拡大、全ての手続の電子化を行うという方向で、地方税の手続に関しては、電子化が積極的に進められていると認識している。

行政手続の電子化全体を見渡した時に、地方団体でのシステムの標準化や、業務プロセスの標準化等を行い、共通した仕組みで動かしていく流れになると考えている。そうした際、地方団体の対応について全体を見渡した時には、地方税の全手続について、スムーズに進められるのか。

理事長 機構としては、責任をもって答えられるのは地方税の分野だけであり、他の分野についてはお答えするのは難しい。

現在、標準化等と行政手続の電子化を進めようとしているが、これは主として住民に密接に関連している市区町村の業務であり、その市区町村の対応が中心になるかと思う。地方税や住民基本台帳のような全国共通のものについては、国が主導して、システムの標準化あるいは行政手続そのものの電子化を進めようという流れとなっている。

特に地方税については、個人の住民以外が納税義務者になる法人関係税あるいは固定資産税で所有者が遠隔地に住んでいるといったようなことがあり、全国各地への様々な手続を同時に対応しなければならないという特徴があるため、機構としては、地方団体や所管省庁である総務省と相談をしながら電子化を進めていきたい。

他の手続については、地方団体において、昨年末に策定された自治体DX推進計画に沿って進めていくものとする。

会長 特に運営審議会としてとりまとめるべき意見はないようなので、本件についてはこれで終了とする。

5 意見書案について

会 長 本日は、当審議会として、議案に対して異議はなく、とりまとめるべき特段の意見がないということによろしいか。

(異議なし)

それでは、その旨の意見書を3月11日に開催予定の代表者会議において理事長から報告いただく。

本日の議事の公開については、会議規則第8条第2項に基づき、会議録を委員の皆様方にご確認をいただいた上で公開する。また、会議資料及び意見書についても、会議録と同様に公開する。

6 閉会

会 長 以上で、第5回運営審議会を閉会する。

以上